

昭和三十二年政令第二百七十五号

高速自動車国道の路線を指定する政令
内閣は、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条第一項の規定に基き、この政令を制定する。

高速自動車国道の路線名、起点、終点及び重要な経過地は、別表のとおりとする。

附則

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四〇年一月一日政令第三四九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四二年一月二二日政令第三四八号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四三年三月一九日政令第四〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四四年一月二〇日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四五年六月一八日政令第一八九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四六年六月八日政令第一七九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和四七年六月三〇日政令第二五七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五三年一月六日政令第三六四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五四年二月二七日政令第二七号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和五七年一月二九日政令第一四号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（昭和六一年二月四日政令第一〇号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成元年二月一七日政令第三五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成三年二月二〇日政令第三七六号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成九年二月五日政令第一二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一二年一月一九日政令第五号）

この政令は、公布の日から施行する。

附則（平成一六年三月一九日政令第五〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。ただし、附則第九条から第四十四条までの規定は、平成十六年四月一日から施行する。

附則（平成二〇年一月一八日政令第六号）

この政令は、公布の日から施行する。

別表

路線名	起	終	重要な経過地
点	点	点	

道車

新	き	わ	い	線	田	酒
い	市	台	仙			
新	市	田	酒			
	福	島	県	田	村	郡
				小	野	町
				田		
				山		
				形		
				市		
				寒		
				河		
				江		
				市		
				山		
				形		
				県		
				西		
				村		
				山		
				郡		
				西		
				川		
				町		
				鶴		
				岡		
				市		
				同		
				県		
				河		
				沼		
				郡		
				会		
				津		
				坂		
				下		

尾鷲多氣線		松原那智勝浦線				名古屋古屋神戶線			天理吹田線		名古屋屋龜山線			伊勢勢線	
尾鷲市		松原市				名古屋市			天理市		名古屋市			伊勢市	
三重県多氣郡多氣町		三重県北牟婁郡紀北町				愛知県海部郡飛島村			大和郡山市		香芝市			春日井市	
		和泉市				大津市			大東市		門真市			清愛知県海部郡飛島村	
		田辺市				城陽市			門真市		守口市			津島市	
		和歌山県西牟婁郡すさみ町				京田辺市			撰津市		藤井寺市			愛西市	
		同県東牟婁郡串本町				八幡市			茨木市		松原市			鈴鹿市	
		泉佐野市				枚方市			高槻市		大阪府八尾市			弥富市	
		泉南市				高槻市			茨木市		大阪府八尾市			四日市市	
		阪南市				箕面市			川西		東大			桑名市	
		和歌山				栗東								亀山市	
		海南市												三重県多	
														松阪市	
														津	

山陰自動車道		中国横断自動車道				山陽自動車道			中国縦貫自動車道			自動車道	
鳥取市		広島市				岡山市			吹田市			吹田市	
益田市		広島市				岡山市			吹田市			吹田市	
鳥取県東伯郡北栄町		広島県山県郡北広島町				総社市			豊中市			豊中市	
米子市		三次市				高梁市			池田市			池田市	
安来市		庄原市				真庭市			川西市			川西市	
松江市		雲南市				鳥取県日野郡江府町			伊丹市			伊丹市	
出雲市									宝塚市			宝塚市	
大田市									西宮市			西宮市	
江津市									神戸市			神戸市	
浜田市									三木市			三木市	
									加東市			加東市	
									新見市			新見市	
									庄原			庄原	
									島根			島根	
									笠岡			笠岡	
									下松			下松	

道 自 動 車	東 九 州	道 車 動 自 斷 橫	州 九	道 車 動 自 貫 縱	州 九	道 車 動 自 斷 橫	國 四	道 車 動 自 斷 橫	國 四	賞 道 自 動 車	四 國 縱 線	賞 道 自 動 車	四 國 縱 線	賞 道 自 動 車	四 國 縱 線
		線 岡 延	線 分 大 崎 長	線 崎 宮	線 島 児 鹿	線 洲 大 南 愛	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿	線 十 万 四 南 阿
州 島 都 市	鹿 行 橋 市	市 岡 延	市 分 大	市 崎 宮	市 島 児 鹿	市 洲 大	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿	市 南 阿
鹿 児 島 都 市	宮 崎 市	熊 本 県 上 益 城 郡 嘉 島 町	諫 早 市	船 野 市	直 方 市	宇 和 島 市	小 松 島 市	小 松 島 市	小 松 島 市	阿 波 市	阿 波 市	阿 波 市	阿 波 市	阿 波 市	阿 波 市
宮 崎 市	宮 崎 市	同 郡 山 都 町	大 村 市	宇 城 市	宮 若 市	西 予 市	德 島 市	德 島 市	德 島 市	美 馬 市	美 馬 市	美 馬 市	美 馬 市	美 馬 市	美 馬 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	日 田 市	八 代 市	福 津 市		鳴 門 市	鳴 門 市	鳴 門 市	三 好 市	三 好 市	三 好 市	三 好 市	三 好 市	三 好 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	大 分 県 玖 珠 郡 玖 珠 町	人 吉 市	古 賀 市		東 か が わ 市	東 か が わ 市	東 か が わ 市	四 國 中 央 市	四 國 中 央 市	四 國 中 央 市	四 國 中 央 市	四 國 中 央 市	四 國 中 央 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	多 久 市	え び の 市	福 岡 市		さ ぬ き 市	さ ぬ き 市	さ ぬ き 市	新 居 浜 市	新 居 浜 市	新 居 浜 市	新 居 浜 市	新 居 浜 市	新 居 浜 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	小 城 市	同 郡 御 加 治 木 町	大 野 城 市		高 松 市	高 松 市	高 松 市	西 条 市	西 条 市	西 条 市	西 条 市	西 条 市	西 条 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	佐 賀 市	同 郡 宮 崎 郡 清 武 町	太 宰 府 市		坂 出 市	坂 出 市	坂 出 市	東 温 市	東 温 市	東 温 市	東 温 市	東 温 市	東 温 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	神 埼 市	同 郡 宮 崎 郡 清 武 町	筑 紫 霧 島 市		香 美 市	香 美 市	香 美 市	松 山 市	松 山 市	松 山 市	松 山 市	松 山 市	松 山 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	鳥 栖 市	同 郡 宮 崎 郡 清 武 町	熊 本 県 児 島 島 始 良		南 國 市	南 國 市	南 國 市	伊 予 市	伊 予 市	伊 予 市	伊 予 市	伊 予 市	伊 予 市
宮 崎 市	宮 崎 市	宮 崎 市	小 郡	同 郡 宮 崎 郡 清 武 町	鹿		高 知	高 知	高 知						